

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月14日
【中間会計期間】	第9期中(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
【会社名】	株式会社Synspective
【英訳名】	Synspective Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 新井 元行
【本店の所在の場所】	東京都江東区三好三丁目10番3号
【電話番号】	03 - 6811 - 1355(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 志藤 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区三好三丁目10番3号
【電話番号】	03 - 6811 - 1355(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 志藤 篤
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期 中間連結会計期間	第 9 期 中間連結会計期間	第 8 期
会計期間	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日	自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日
売上高 (千円)	1,327,484	1,691,084	2,376,506
経常損失() (千円)	2,491,059	1,372,327	1,074,946
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失() (千円)	2,483,889	1,417,849	371,162
中間包括利益又は包括利益 (千円)	2,483,694	1,421,689	371,585
純資産額 (千円)	19,189,769	37,945,653	38,793,398
総資産額 (千円)	27,058,973	50,001,019	49,373,645
1 株当たり中間(当期)純損失 () (円)	22.38	10.74	3.21
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.9	73.1	76.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	353,305	755,663	1,656,601
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,395,864	10,591,116	11,629,478
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	935,340	1,498,663	20,270,814
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	11,131,683	16,209,788	24,542,232

(注) 1 . 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、継続的な営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

この主たる要因は、衛星の製造及び打上げに伴う大規模な先行投資が必要であり、投資回収までに期間を要するためであります。

このような事象又は状況を解消すべく、当社グループの主要事業である衛星データ事業において、収益増加のドライバーとなる衛星機数を早期に増加させるとともに、市場環境や顧客ニーズの変化を踏まえた継続的な戦略の見直しを行い、グローバル市場における事業展開及びソリューション提供の拡充を推進してまいります。

具体的には、下記を重要な課題として取り組んでおります。

量産体制の構築

SAR衛星データ市場は、安全保障や防災に関わる世界需要の大きさに対して、供給量に制約があり寡占傾向が強いことが特徴と認識しています。この世界的な需要に応えるために、早期の衛星の量産体制の構築・運用機数の増加が当面の重要課題となります。

当社グループは、これまで衛星10機の製造・打上げを行ってきましたが、基本的には年間1機から2機ずつの製造を行ってまいりました。現在多数機のコンステレーションを構築するため、小型SAR衛星を年間最大12機程度同時に生産できる量産体制構築の準備を行っており、今後段階的に量産体制による製造を拡大する予定です。量産を実現するために、必要な人員の採用・教育、製造体制の整備、パートナー企業との連携を進めてまいります。

衛星の製造・打上げ資金の確保

当社グループは、小型SAR衛星の年間最大12機程度の量産製造に向けた製造を開始しています。衛星の製造・打上げの支払いは売上に先行して発生するため、その先行資金の確保が課題となります。

上場による信頼性の向上を背景に、間接金融の積極的な活用による調達手段の多様化を推進し、キャッシュ・フローの最適化を図りながら、持続的な成長投資を支える安定的な資金調達基盤を整備してまいります。

組織戦略

当社グループの事業はハード・ソフトの両面にわたり、SARシステムや衛星開発など極めて高い専門性が求められます。このため、日本国内に留まらず、世界各地での直接採用や多様な雇用形態を積極的に導入し、グローバルに最適な体制を構築しています。

私たちは今、日本発のスタートアップから、世界中の才能が結集する「グローバルカンパニー」へと変貌を遂げつつあります。不確実性の高い宇宙ビジネスにおいて、専門家同士が自由に議論し、試行錯誤を組織の知恵に変える「自律型学習組織」の構築に注力しております。

国際的な発信を通じてグローバルでのプレゼンスを高め、世界中の優れた人材を惹きつける好循環を創出することで、組織力のさらなる強化を図ってまいります。

営業戦略

データ販売における顧客基盤確立のため、主要顧客となる政府機関の要求仕様を満たす衛星データ/サービス品質の確保が必要です。当社グループでは、現在は国内官公庁向けにデータ販売を実行しながら、各国政府とのチャネル構築、対話とサンプルデータの提供を通じて、サービス内容や購入予算額、要求されるデータ品質等についてのコミュニケーションを継続しております。

一方で、ソリューションでは、中期での戦略的視点と短期での収益確保のバランスをとりながら営業活動を進める必要があります。当社グループでは、現状の製品版ソリューション展開を軸に、国内の長期プロジェクト確保に有効な公共事業やODA案件をパートナー企業とともに進めつつ、事業環境の異なる海外での展開にも取り組んでおり

ます。

規制への対応

当社グループの業務遂行において特に衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律、電波法への対応に多くの工数/時間を要します。最新の技術動向に照らしてより効率的な申請プロセスとなるよう、関連省庁との情報連携を進めてまいります。

内部管理体制の強化

機微な衛星データを扱う当社グループは、コーポレート・ガバナンス、内部統制、情報管理・セキュリティについて常に高い意識を持ち、継続的な強化を進めていく必要があると認識しております。引き続き、積極的に最新技術動向や重要懸案の情報収集を進め、対応を強化してまいります。

また、当中間連結会計期間末において、16,209,788千円の現金及び預金を保有しており、加えて、既存の借入枠、株式会社トライサット・コンステレーション及び三菱電機株式会社との間で締結済の業務委託契約の締結及び補助金収入を踏まえると、少なくとも1年間の資金繰りについて重要な懸念は認められないと判断しております。

以上により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて627,374千円増加し、50,001,019千円となりました。その主な要因は、小型SAR衛星部品の購入・小型SAR衛星打上げ費用の前払い等により現金及び預金が8,332,444千円減少したものの、小型SAR衛星の製造等により有形固定資産が8,637,534千円増加したことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,475,118千円増加し、12,055,365千円となりました。その主な要因は、新規借入により短期借入金が1,600,000千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて847,744千円減少し、37,945,653千円となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する中間純損失を1,417,849千円計上したことによるものであります。

(2)経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国の経済は、中東情勢の緊迫化による資源価格の高騰、為替市場の変動等による景気の下振れリスクはあるものの、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により緩やかな回復基調で推移しました。

宇宙業界においては、国家の重要課題や翌年度の予算編成の方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」原案（令和8年6月30日時点）において、17戦略分野の一つとして航空・宇宙が位置づけられ、宇宙安全保障の強化に向けた衛星コンステレーション構築に取り組む旨が明記されるなど、宇宙産業を日本経済における成長産業とするための政府の継続的な支援が加速しております。

このような強い追い風のもと、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置された「宇宙戦略基金」（10年で1兆円規模）において、当社は第一期の公募テーマ「商業衛星コンステレーション構築加速化」、並びに第二期の公募テーマ「次世代地球観測衛星に向けた観測機能高度化技術」に連続して採択されております。

さらに、防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」におきましては、当中間連結会計期間中に三菱電機株式会社、スカパーJ S A T株式会社、三井物産株式会社が設立した株式会社トライサット・コンステレーション（以下、トライサット）が防衛省と事業契約を締結いたしました。協力企業の1社である当社は、トライサット及び三菱電機株式会社との間で小型SAR衛星の画像データ取得に関する業務委託契約を締結し、サービス提供

を開始いたしました。

このような状況の下、当社グループは、「次世代の人々が地球を理解し、レジリエントな未来を実現するための新たなインフラをつくる」ことを目指して、地球を恒常的に俯瞰する自社SAR衛星「StriX」と関連システムの開発・製造・打上げを通じた衛星コンステレーションの構築と、その取得データの継続的な販売及び社会的関心度も高い自然災害・安全保障・環境リスクを軸にソリューションのラインナップの拡大に向けて、衛星データ市場の開拓に取り組んでいます。

経営管理上の重要な指標の状況

当社グループは、以下を経営管理上の重要な指標として定めています。

・総収入（売上高＋補助金収入）

総収入は、3,918,565千円（前年同期比186.5%増）となりました。その主な要因は、当中間連結会計期間より防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」のデータ納入の開始に伴う売上の計上、また、補助金収入としては当中間連結会計期間中に宇宙戦略基金「商業衛星コンステレーション構築加速化」を計上し、前年同期比で売上高、補助金収入が増加したことによるものです。

この結果、売上高は1,691,084千円（前年同期比27.4%増）、補助金収入は2,227,480千円（前年同期比5,413.4%増）となりました。

・衛星運用機数

2028年以降に30機超の運用に向けて、設立以来「StriX」を10機打上げてまいりましたが、既に最初の実証機2機と量産試作機1機は商用運用を終了しております。当中間連結会計期間末現在、軌道上で6機の運用を行っており、2026年6月27日に打上げた当社10機目の小型SAR衛星については機能検証を実施中であり、機能検証完了後は運用機数が7機に拡大する見込みです。

将来の打上げ契約として、当中間会計期間末現在、Rocket Lab社（本社：米国）と17機の衛星打上げ契約を、SpaceX社（本社：米国）とは7機のライドシェアローンチ契約を残しており、合計で24機分の打上げ機会を確保しております。なお、ExoLaunch社（本社：ドイツ）とは10機のSAR衛星のマルチローンチアグリーメントを締結しており、打上げ契約の代理店機能を担う同社を経由して、先述のSpaceX社の7機のうち5機の契約を確保しております。

・受注残高

受注残高は121,714,817千円となりました。その主な要因は、継続案件である経産省SBIR（交付決定額4,100,000千円）、宇宙戦略基金の第一期「商業衛星コンステレーション構築加速化」（支援予定上限額23,790,000千円、うち16,464,008千円が交付決定済）に加え、当中間連結会計期間中に契約または採択された、防衛省「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」（契約額96,073,447千円）、宇宙戦略基金の第二期「次世代地球観測衛星に向けた観測機能高度化技術」（支援予定上限額3,768,318千円）、内閣府「令和8年度小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証」（落札金額370,000千円）、経産省「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模事業・FS事業）」（補助金申請額222,945千円）等によるものです。なお、当該指標においては、採択された補助金収入を含めて受注残高を算出しております。

売上原価・販売費及び一般管理費の状況

売上原価は2,406,961千円（前年同期比67.6%増）となりました。その主な要因は、観測衛星2機の耐用年数の短縮に伴う減価償却費の増加477,465千円を含む観測衛星の減価償却費の増加や、防衛省「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」のサービス提供開始に伴う運用費の増加などによるものです。

販売費及び一般管理費は2,634,883千円（前年同期比31.7%増）となりました。その主な要因は、人員増加による人件費及び株式報酬費用の増加、販売体制拡大等による業務委託費の増加などによるものです。

財務面の状況

財務面においては、2026年2月13日開催の取締役会において、当社の中長期的な成長を支える人材の確保及び定着並びに業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として当社従業員を割当対象とする第6回新株予約権、並びに当社取締役及び従業員を割当対象とし、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として業績条件を付した第7回新株予約権の発行及び割当をそれぞれ決議し、2026年3月6日付発行いたしました。それぞれの概要は「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内

容」に記載のとおりであります。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は、1,691,084千円（前年同期比27.4%増）、営業損失は3,350,760千円（前年同期は2,109,611千円の営業損失）、経常損失は1,372,327千円（前年同期は2,491,059千円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純損失は1,417,849千円（前年同期は2,483,889千円の親会社株主に帰属する中間純損失）となっております。

なお、当社グループは衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

（3）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ8,332,444千円減少し、16,209,788千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動に得られた資金は755,663千円（前中間連結会計期間に得られた資金は353,305千円）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失1,373,725千円となった一方で、減価償却費1,547,535千円、株式報酬費用391,101千円等を計上したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動に使用した資金は10,591,116千円（前中間連結会計期間に使用した資金は4,395,864千円）となりました。これは主に、衛星製造部品等購入による有形固定資産の取得による支出9,970,825千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動から得られた資金は1,498,663千円（前中間連結会計期間に得られた資金は935,340千円）となりました。これは主に、短期借入金の純増減額（は減少）1,600,000千円等によるものです。

（4）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（5）経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（6）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

（7）研究開発活動

当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、811,967千円であります。なお、当該金額には、販売費及び一般管理費に計上した761,315千円及び売上原価に計上した50,652千円が含まれております。

当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（8）従業員数

当中間連結会計期間において、当社の従業員数に著しい増加又は減少はありません。

（9）生産、受注及び販売の実績

当中間連結会計期間において、当社の生産、受注及び販売の実績に著しい変動はありません。

(10) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

(11) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(12) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間において、資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

(1)主要な販売・業務提携等に関する契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社Synspective	株式会社トライサット・コンステレーション 三菱電機株式会社	日本	画像データ取得業務委託契約書	2026年2月19日	2026年2月19日から 2031年3月31日	防衛省「衛星コンステレーション整備・運営等事業」における小型SAR衛星の画像データ取得等に関する業務委託契約
株式会社Synspective	内閣府大臣官房会計担当参事官	日本	令和8年度 小型SAR衛星コンステレーションの利用拡大に向けた実証（要件：広域）	2026年4月7日	2026年4月7日から 2027年3月31日	内閣府からの受注案件
株式会社Synspective	Kongsberg Satellite Services AS	ノルウェー	グラウンドステーションサービス契約	2026年4月13日	2026年3月31日から 2031年3月31日	グラウンドステーションサービスにかかる契約

第 3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,000,000
計	168,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	132,935,900	134,127,200	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	132,935,900	134,127,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年8月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第6回 新株予約権

決議年月日	2026年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 215
新株予約権の数(個)	702 (注)1.(1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,200 (注)1.(1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)1.(2)
新株予約権の行使期間	2026年3月6日から2031年3月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。(注)1.(4)
新株予約権の行使の条件	(注)1.(6)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)1.(5)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2026年3月6日)における内容を記載しております。

(注)1.新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし(以下、「行使価額」という。)、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2026年3月6日から2031年3月5日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

上記のただし書きに定める場合を除き、新株予約権者が上記に定める地位のいずれをも失った場合には、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の行使時において、日本国内の居住者であることを要するものとする。

本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の割当を受けた者は、上記の条件を満たした場合に、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。

割当の日後1年を経過する日まで：割当新株予約権数の0%まで

割当の日後1年を経過する日の翌日から2年を経過する日まで：割当新株予約権数の80%まで

割当の日後2年を経過する日の翌日以降：割当新株予約権数の100%まで

2. 新株予約権の割当日

2026年3月6日

3. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記1.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 . (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 . (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 4 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 1 . (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 1 . (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 1 . (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 1 . (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 3 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 5 . 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第 7 回 新株予約権

決議年月日	2026年 2 月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	4,038 (注) 1 . (1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 403,800 (注) 1 . (1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,252 (注) 1 . (2)
新株予約権の行使期間	2028年 4 月 1 日から2032年 3 月 5 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,252 資本組入額 626 (注) 1 . (4)
新株予約権の行使の条件	(注) 1 . (6)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 1 . (5)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

新株予約権の発行時(2026年 3 月 6 日)における内容を記載しております。

(注) 1 . 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,252円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2028年4月1日から2032年3月5日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2027年12月期から2028年12月期までのいずれかの期(以下、「判定事業年度」という。)において、当社の有価証券報告書に記載された総収入(売上高と補助金収入の合算額)が、下記の(a)から(e)の条件の達成割合に応じて本新株予約権を行使することができる。なお、上記における総収入の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、権利行使可能割合の計算において、各新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。

(a) 判定事業年度において総収入が一度でも27,000百万円を超過した場合

権利行使可能割合: 60%

(b) 判定事業年度において総収入が一度でも28,500百万円を超過した場合

権利行使可能割合: 70%

(c) 判定事業年度において総収入が一度でも30,000百万円を超過した場合

権利行使可能割合: 80%

(d) 判定事業年度において総収入が一度でも31,500百万円を超過した場合

権利行使可能割合: 90%

(e) 判定事業年度において総収入が一度でも33,000百万円を超過した場合

権利行使可能割合: 100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了

による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

上記のただし書きに定める場合を除き、新株予約権者が上記に定める地位のいずれをも失った場合には、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の割当日

2026年3月6日

3. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記1.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記1.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記1.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記1.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記3に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年5月20日 (注)1	-	普通株式 131,573,900	-	16,952,275	3,813,551	15,441,623
2026年1月1 日～ 2026年6月30日 (注)2	普通株式 1,362,000	普通株式 132,935,900	191,216	17,143,491	191,216	15,632,840

(注)1．会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2．新株予約権の行使によるものであります。2026年7月1日から2026年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,191,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ203,100千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	16,012,800	12.05
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	12,500,000	9.4
スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田3丁目5-27	8,611,200	6.48
新井 元行	東京都文京区	7,915,000	5.95
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目16-1	6,944,400	5.22
S Pエースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田3丁目5-27	6,469,050	4.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,094,500	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	5,304,100	3.99
白坂 成功	東京都世田谷区	4,070,000	3.06
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	2,431,200	1.82
計	-	76,352,250	57.41

(注) 上記のほか当社所有の自己株式50株があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,867,500	普通株式 1,328,675	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 68,400	-	-
発行済株式総数	132,935,900	-	-
総株主の議決権	-	1,328,675	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第 4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,542,232	16,209,788
売掛金及び契約資産	1,064,166	925,574
仕掛品	153,189	16,874
貯蔵品	8,585	8,589
その他	773,026	795,160
流動資産合計	26,541,200	17,955,986
固定資産		
有形固定資産		
観測衛星（純額）	7,058,398	12,282,179
建設仮勘定	13,305,994	16,699,288
その他（純額）	805,579	826,040
有形固定資産合計	21,169,973	29,807,508
無形固定資産	748,527	1,189,228
投資その他の資産		
繰延税金資産	702,621	663,593
その他	211,321	384,703
投資その他の資産合計	913,943	1,048,296
固定資産合計	22,832,444	32,045,033
資産合計	49,373,645	50,001,019

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,790,000	4,390,000
1年内返済予定の長期借入金	1,283,500	2,430,500
未払法人税等	184,158	104,375
契約負債	3,055	872
その他	1,010,033	1,297,117
流動負債合計	5,270,746	8,222,865
固定負債		
長期借入金	5,309,500	3,832,500
固定負債合計	5,309,500	3,832,500
負債合計	10,580,246	12,055,365
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,952,275	17,143,491
資本剰余金	24,615,841	20,993,506
利益剰余金	3,953,435	1,557,733
自己株式	-	67
株主資本合計	37,614,681	36,579,197
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,260	10,100
その他の包括利益累計額合計	6,260	10,100
新株予約権	1,184,977	1,376,556
純資産合計	38,793,398	37,945,653
負債純資産合計	49,373,645	50,001,019

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
売上高	1,327,484	1,691,084
売上原価	1,436,479	2,406,961
売上総損失()	108,995	715,877
販売費及び一般管理費	2,000,616	2,634,883
営業損失()	2,109,611	3,350,760
営業外収益		
受取利息	4,835	19,179
補助金収入	40,401	2,227,480
その他	2,665	47,415
営業外収益合計	47,902	2,294,075
営業外費用		
支払利息	201,233	301,382
支払手数料	204,491	4,237
その他	23,624	10,023
営業外費用合計	429,350	315,642
経常損失()	2,491,059	1,372,327
特別利益		
固定資産売却益	-	144
契約損失引当金戻入益	16,076	-
その他	0	0
特別利益合計	16,076	145
特別損失		
固定資産売却損	1,058	-
固定資産除却損	4,601	1,543
特別損失合計	5,659	1,543
税金等調整前中間純損失()	2,480,642	1,373,725
法人税、住民税及び事業税	3,246	5,091
法人税等調整額	-	39,032
法人税等合計	3,246	44,123
中間純損失()	2,483,889	1,417,849
親会社株主に帰属する中間純損失()	2,483,889	1,417,849

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
中間純損失 ()	2,483,889	1,417,849
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	195	3,840
その他の包括利益合計	195	3,840
中間包括利益	2,483,694	1,421,689
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,483,694	1,421,689

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 ()	2,480,642	1,373,725
減価償却費	958,307	1,547,535
株式報酬費用	368,631	391,101
受取利息	4,835	19,179
補助金収入	40,401	2,227,480
支払利息	201,233	301,382
支払手数料	204,491	4,237
固定資産売却損益 (は益)	1,058	144
契約損失引当金戻入益	16,076	-
固定資産除却損	4,601	1,543
売上債権及び契約資産の増減額 (は増加)	1,191,127	51,214
棚卸資産の増減額 (は増加)	72,984	136,311
その他	39,389	35,136
小計	499,870	1,222,341
利息の受取額	4,835	19,179
利息の支払額	193,316	297,755
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	1,151	6,802
補助金の受取額	40,401	2,227,480
保険金の受取額	-	34,097
その他	2,665	1,804
営業活動によるキャッシュ・フロー	353,305	755,663
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,085,987	9,970,825
無形固定資産の取得による支出	309,930	503,926
固定資産の売却による収入	53	1,801
敷金及び保証金の差入による支出	-	126,872
敷金及び保証金の回収による収入	-	8,706
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,395,864	10,591,116
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	650,000	1,600,000
長期借入れによる収入	500,000	-
長期借入金の返済による支出	65,000	330,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	13,044	242,586
新株予約権の発行による収入	-	403
株式の発行による収入	1,418,846	-
株式の発行による支出	6,551	10,023
自己株式の取得による支出	-	67
借入手数料の支払額	205,691	4,237
上場関連費用の支出	69,308	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	935,340	1,498,663
現金及び現金同等物に係る換算差額	959	4,344
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	3,108,178	8,332,444
現金及び現金同等物の期首残高	14,239,861	24,542,232
現金及び現金同等物の中間期末残高	11,131,683	16,209,788

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

(観測衛星の耐用年数の変更)

当社グループが保有する観測衛星2機について、それぞれ以下の事由により耐用年数を短縮し、当中間連結会計期間より将来にわたり変更しております。

(1) 軌道高度の維持可能期間の見直しによるもの

観測衛星1機について、太陽活動の状況を織り込んだ最新の軌道低下予測に基づき軌道高度の推移を再検討した結果、運用に必要な軌道高度を維持できる期間が当初の見積りよりも短くなる見込みとなりました。

(2) 発電性能の低下傾向によるもの

上記とは別の観測衛星1機について、発電性能の低下傾向を再評価した結果、当初の見積りより速く低下していることが確認されたため、運用に必要な電力を確保できる期間が当初の見積りよりも短くなる見込みとなりました。

これらの変更により、従来の耐用年数によった場合と比較して、当中間連結会計期間の売上総損失、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ477,465千円増加しております。

(中間連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにタームローン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,000,000 千円	370,000 千円
タームローンの総額	8,100,000 "	8,100,000 "
借入実行残高	2,790,000 "	4,390,000 "
差引額	7,310,000 千円	4,080,000 千円

財務制限条項

前連結会計年度(2025年12月31日)

(1) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2022年4月15日契約(当連結会計年度末残高1,105,000千円)

各年度の決算期末日において、単年度の貸借対照表における純資産の部の金額を3,000,000千円未満としないこと。

各四半期の末日における連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リストに記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないこと。

(2) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年7月20日契約(当連結会計年度末残高4,988,000千円)

各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、1円以上に維持すること。

各本四半期の末日における連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リストに記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないこと。

(3) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年2月20日契約(当連結会計年度末残高2,790,000千円)

各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を1円以上に維持すること。

各四半期の末日を基準日とする連結の試算表または報告書等（四半期の場合は、四半期決算短信を含む）において、現預金と将来予定収入額の合計から、有利子負債の合計を引いた値を0円未満としないこと。

当中間連結会計期間（2026年6月30日）

（1）当中間連結会計期間末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2022年4月15日契約（当中間連結会計期間末残高975,000千円）

各年度の決算期末日において、単年度の貸借対照表における純資産の部の金額を3,000,000千円未満としないこと。

各四半期の末日における連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リストに記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないこと。

（2）当中間連結会計期間末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年7月20日契約（当中間連結会計期間末残高4,988,000千円）

各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、1円以上に維持すること。

各本四半期の末日における連結の試算表又は計算書類等において、現預金と直近で提出された将来予定収入リストに記載されている将来予定収入額の合計金額から有利子負債の合計金額を差し引いた値を、0円未満としないこと。

（3）当中間連結会計期間末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年2月20日契約（当中間連結会計期間末残高4,390,000千円）

各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を1円以上に維持すること。

各四半期の末日を基準日とする連結の試算表または報告書等（四半期の場合は、四半期決算短信を含む）において、現預金と将来予定収入額の合計から、有利子負債の合計を引いた値を0円未満としないこと。

（中間連結損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	431,018 千円	463,345 千円
研究開発費	596,073 "	761,315 "

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	11,131,683 千円	16,209,788 千円
現金及び現金同等物	11,131,683 千円	16,209,788 千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。この上場にあたり、2025年1月17日を払込期日とする公募(オーバーアロットメント方式による募集)による新株式3,195,600株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ709,423千円増加しております。

また、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ6,527千円増加しております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が8,395,602千円、資本剰余金が16,059,169千円となっております。

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2026年3月27日開催の第8回定時株主総会の決議により、2026年5月20日付で資本準備金を3,813,551千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、同日付で、その他資本剰余金を3,813,551千円減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行っております。

さらに、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ191,216千円増加しております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が17,143,491千円、資本剰余金が20,993,506千円、利益剰余金が1,557,733千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、衛星データ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、衛星データ事業のみを営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
画像データ販売	531,568	1,288,221
ソリューション	402,143	311,957
その他	393,772	90,905
顧客との契約から生じる収益	1,327,484	1,691,084
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,327,484	1,691,084

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純損失()	22円38銭	10円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	2,483,889	1,417,849
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失()(千円)	2,483,889	1,417,849
普通株式の期中平均株式数(株)	111,002,142	131,982,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月7日

株式会社Synspective

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 井上 倫哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山下 誠

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Synspectiveの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Synspective及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。